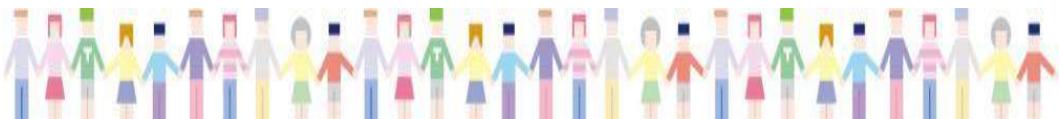


市民社会共同レポート 日本における人種差別

国連人種差別撤廃委員会

第 10・11 回日本政府定期報告 (CERD/C/JPN/10-11) 審査に向けて

提出: 人種差別撤廃 NGO ネットワーク(ERD ネット)



連絡先: 反差別国際運動 (IMADR)

東京都中央区入船 1-7-1

imadr@imadr.org

はじめに

人種差別撤廃委員会による前回 2014 年の日本報告書審査のあと、2016 年に「ヘイトスピーチ解消法」と「部落差別解消推進法」の二つの法律が制定され、わずかながら、人種差別との闘いにおいて前進が見られた。これらの立法措置は歓迎されるが、日本国内の人権の枠組みと国際人権法、とりわけあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）との間のギャップは依然として大きい。

人種差別撤廃 NGO ネットワーク (ERD ネット) を含む日本の市民社会、そして国連人権メカニズムによる度重なる要請にかかわらず、日本政府は、人種、皮膚の色、世系、民族的あるいは種族的出身に基づく差別を含む包括的な反差別法を制定することに難色を示してきた。2018 年 3 月の日本の普遍的定期的審査 (UPR) の結果文書¹では、包括的な反差別法の制定を促す勧告が多くの国より提示されたが、日本政府はそれを受け入れなかった。さらに、パリ原則に基づいた国内人権機関の設置はいまだ実現には程遠い。そして、人種差別撤廃条約を含め、日本が批准している国際人権諸条約のもとでの個人通報制度は、いずれも受け入れはされていない。こうしたことにより、日本において人種差別の被害者が司法に訴える手段は皆無と言ってよいほど非常に限定されている。

ヘイトスピーチ解消法は人種差別撤廃に向けた一歩となったが、人種差別的なヘイトスピーチやヘイトクライムは、ネットおよび実生活の空間の両方において広く存在している。それにもかかわらず、政府は人種差別撤廃条約第 4 条(a) (b) の留保を維持したままであり、人種主義と人種差別の発現への取り組みは引き続き不十分である。

ERD ネットは人種差別撤廃委員会の勧告の実施に関して日本政府と建設的な話しあいをもってきたが、第 10・11 回政府報告書には 2014 年の総括所見 (CERD/C/JPN/C0/7-9) の勧告を実施するためにとった具体的な措置について明確な説明は何もない。その一例として、政府報告書には、勧告で求められているにもかかわらず、民族や種族出身別の細分化された最新の統計データは含まれていない。

人種差別撤廃条約の国内完全実施を目指し、この共同報告書は、アイヌ先住民族、琉球・沖縄の人びと、被差別部落民、在日コリアンそして技能実習生を含み、日本における先住民族、マイノリティ、移住者そして難民の状況と問題に関する情報を委員会に提供するものである。

2018 年 7 月

人種差別撤廃 NGO ネットワーク (ERD ネット)

¹ A/HRC/37/15/Add.1

目 次

	ページ
はじめに	2
目次	3
■前回審査の勧告実施進捗状況	4
■NGO レポート	
差別禁止法の制定 (8)	6
国内人権機関の設置 (9)	7
第4条a項b項の留保及びヘイトスピーチ・ヘイトクライム (10) (11)	8
政治家及び公務員による差別的発言 (11)	16
朝鮮学校で学ぶ子どもたちの教育権 (19)	18
永住外国人の出入国の権利 (-)	21
外国籍公務員の任用制限・昇進制限 (13)	22
外国籍教員任用の差別的取り扱い (13)	23
外国人の国民年金制度へのアクセス (14)	24
一般公衆場所への入場拒否 (15)	26
在日コリアンと移住者に対する入居差別 (15)	27
移住労働者・技能実習制度 (12)	29
移住女性およびマイノリティ女性に対する暴力 (17)	32
庇護申請者と非正規滞在者の入国管理局の行政拘禁による長期収容 (23)	34
外国人の生活保護受給の権利及び不服申し立ての権利 (-)	36
人身取引 (16)	38
人権保護からほど遠い難民申請者 (23)	40
ムスリムに対する民族的・宗教的プロファイリング (25)	42
部落差別 (22)	43
部落女性の実態把握のための調査 (22)	44
アイヌ民族の先住民族の権利 (20)	46
琉球・沖縄の人びとと先住民族の権利 (21)	47
琉球/沖縄の自決権の侵害について (21)	49
子どもの人権・権利が平等に保障されない沖縄の実情 (21)	51
琉球人を先住民族と認めること (21)	53
マイノリティの言語と教科書 (24)	55
マイノリティの子どもの教育権 (-)	57
在日コリアン女性が直面する複合差別 (-)	59
条約の対象としての中国帰国者 (-)	62
*** () 数字は前回審査総括所見における勧告のパラグラフ番号	
■NGO レポート作成参加団体	64

2014年CERD勧告実施進捗リスト(CERD/C/JPN/CO/7-9)

作成:ERDネット 2018年7月

2014年勧告パラ番号	テーマ	勧告の内容	2018年7月 時点での2014年勧告の実施			実施の評価		NGOレポート該当ページ 番号
			完全	一部	なし	不十分	不適切	
4	CERD勧告の実施報告	前回勧告の実施について政府報告で述べる		●		●	●	-
6	人口の民族構成	細分化された社会的・経済的指標に関する最新のデータ提出			●			随所
7	人種差別の定義	人種差別の包括的定義の採択			●			随所
8	包括的差別禁止法の不在	1条、2条に従った人種差別を禁止する包括的な特別法の採択			●			6
9	国内人権機関の設置	パリ原則に従った独立した国内人権機関設置に向けた法案検討			●			7
10	4条に準拠した立法措置	4条(a)(b)留保撤回の検討。4条撤回に必要な刑法改正に向けた手段			●			
11(a)	ヘイト・スピーチとヘイト・クライム	ヘイト・スピーチ、人種的暴力及びその扇動に毅然として立ち向かう		●		●	●	8-15
(b)		インターネットとメディアにおけるヘイトスピーチと闘う適切な措置		●				
(c)		ヘイト・スピーチをばらまく団体・個人の捜査と必要に応じて訴追		●				
(d)		ヘイト・スピーチや憎悪扇動する高官および政治家の制裁		●				
(e)		ヘイト・スピーチの根本的原因に取り組む、啓発や教育の強化		●		●		
12	移住労働者	雇用、入居における人種差別と闘い、労働条件改善のための法令改善		●				29
		技能実習生の労働上の権利保護のために技能実習制度の改革		●		●		
13	市民でない者の公職へのアクセス	市民でない者が調停委員として活動できるような政府見解の見直し		●				22-23
		市民でない者の公的生活への参加促進		●				
		市民でない者の公的生活への参加に関するデータ提出		●				
14	国民年金制度からの排除	国民年金制度から除外された者が受給資格を得るための措置		●				24
		現時点で受給資格がない者が年金を受けられるための法改正		●				
15	公共の場所へのアクセス	公共の施設に関する差別への適切な措置		●				26
		関連する法令上の義務に関する啓発キャンペーンの強化		●				
16(a)	人身取引	人身取引禁止法の制定			●			38
(b)		人身取引との闘いへの取組強化及び予防措置		●				
(c)		被害者に対する支援の提供		●				
(d)		迅速な調査、訴追及び処罰		●				
(e)		法執行職員への専門トレーニング		●				
(f)		マイノリティの被害者に関する状況報告の提供		●				

17	マイノリティ女性に対する暴力	マイノリティ女性に対する暴力への訴追及び制裁 日本人を配偶者にもつDV被害の移住女性の在留資格	●				32
18(a) (b) (c)	「慰安婦」	権利侵害に関する調査の結論及び責任者への裁き 謝罪及び賠償を含んだ解決の追求 中傷及び否定への非難	●				
19	朝鮮学校	教育機会の均等及び入学へのアクセス 「高校授業料就学支援金」制度及び補助金の支給を受けられること ユネスコの教育差別禁止条約への加入	●				18
20(a) (b)(c) (d) (e)		アイヌ政策推進会議などの協議会へのアイヌ代表人数の増加 生活改善と格差是正の取り組み強化と 状況の定期的実態調査 土地と資源への権利の保護と文化的権利の実現に向けた措置 ILO169号条約批准	NA	●			
21		琉球人を先住民族と認め、その権利保護のための措置 琉球に関する決定における琉球代表との協議 琉球諸言語、文化の母語	●				
22	部落民の状況	世系解釈を変え、部落代表との協議による明確な部落民の定義採択 2002年特別措置終了時の生活指標の提出 戸籍不正取得への効果的な法的対応と、違法悪用事件の刑事措置	●	●			43-45
23(a) (b) (c)	難民と庇護申請者	自治体、地域社会における難民の非差別の理解促進 収容は最後の手段。代替措置を講じること 無国籍者を特定する手続きの確立と、無国籍者の保護、条約の加入	●	●			
24		マイノリティの言語と教科書	●	●			55-58
25	ムスリムへのプロファイリング	マイノリティの歴史的な社会への貢献を教科書に含む	●	●			
26	寛容と相互理解	ムスリムへの民族的、宗教的プロファイリングを用いないこと 公衆の教育啓発活動と学校における人権教育の推進 メディアによる人種間調和の推進と、ジャーナリストの人権教育	●	●	●		8
27	未批准の国際人権文書の批准	移住労働者権利条約、家事労働者権利条約を含む条約の批准、	●	●			随所
31	個人通報制度	条約14条の受諾宣言	●	●			-

■問題のタイトルと関連する前回勧告パラ
琉球・沖縄の人びとと先住民族の権利
CERD/C/JPN/C07-9 パラグラフ 2 1
国連先住民族権利宣言29条

■政府レポート該当パラ なし

■勧告は実施されたか：
されていない。

■実施された場合、その効果：

■問題の説明

日米地位協定は、在日米軍に対し、返還する基地を原状回復させる責任を免除し、米軍は汚染の可能性も含め以前の基地の使用に関する記録を日本側にほとんど提供しない。このため沖縄では、土地が地主に返還された後又は当該土地の開発計画が開始された後に初めて、元米軍基地において深刻な土壤汚染が発見される状況にある。このような状況では、土地を使用する人々が知らないうちに健康へのリスクに晒されるという事態が予想される。

2013 年に沖縄市のサッカー場から廃棄された錆びたドラム缶が発見されたのがその一例である。サッカー場は 1987 年に沖縄に返還された嘉手納飛行場の一部で、ドラム缶には米国製造の枯葉剤のロゴ入りのものが含まれた。日本政府による調査により、サッカー場が、ダイオキシン、PCP、PCB 等の様々な有害物質に汚染されていることがわかった。

ドラム缶からは、枯葉剤の 2 成分の一つである 2, 4, 5-T 及び、最も有毒なダイオキシンである 2, 3, 7, 8-TCDD が検出された。専門家により、長期間に渡り、高濃度ダイオキシンは持続的にドラム缶から土壤へと漏出していたものと結論づけられた。日本政府は、調査を実施し 汚染土壤を除去したが、県民に対する土壤汚染の影響に関する調査を行っておらず、さらに実施されている土地回復の全プロセスにおいて市民参加が排除されている。

また 2013 年 8 月に米軍のヘリコプターである HH-60 ペイプ・ホークが、宜野座村で村民の飲料水の水源であるダム近くのキャンプハンセンに墜落した。沖縄県も宜野座村も、水の安全を含む、墜落による環境影響を評価するための立ち入り調査を許可されなかった。この事故により、宜野座村では水の安全を確認するまでの 1 年以上、ダムからの水利用を一時中止しなければならなかった。沖縄県民にとって不可欠となる水源が米軍基地により常に汚染のリスクにさらされている。

さらに 2016 年、沖縄県は、給水源である嘉手納空軍基地を通過する河川及び基地に隣接する地下水井戸からペーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) が検出されたと発表した。沖縄県は嘉手納空軍基地に対し PFOS 汚染製品の使用を中止するよう求めたが、成分は依然として検出され続けているため、水源の一つである比謝川からの取水を停止せざるを得なくなった。また、沖縄県は、嘉手納空軍基地に対し、立ち入り調査の許可を求めたが許可していない。

2016 年、沖縄県は、米軍基地周辺の PFOS 水汚染の環境調査を開始し、その中間報告書によると、高レベルの PFOS が普天間基地周囲の湧水から検出されている。

さらに、2016 年 12 月に部分返還された米軍北部訓練場跡地の土壤から、毒性が強く国内で使用が禁止されている DDT 類が検出された。日本政府は、返還後に汚染調査を実施したが「比較的良好な土壤および水質環境が保たれているとの結果を得ている」との認識を示している。しかし日

本政府は琉球・沖縄の人々が彼らの土地における汚染の可能性について知る権利やそれらに対する意思決定に参画する権利を確保する効果的措置をとっていない。

琉球・沖縄の人々の土地に関する意思決定に参画する権利とひいては生命と健康に対する権利を確保するため FPIC 原則を確保することは必要不可欠である。

■勧告案

- a. 国連先住民族権利宣言 29 条に基づき、琉球／沖縄の人民に対し、米軍基地における環境有害物質および土壤・環境汚染情報に関するアクセス権を確保し、それらの貯蔵や廃棄については FPIC 原則に基づく協議および事前合意を徹底し、安全で持続可能な環境への権利及び健康への権利を確保すること。

■作成者：沖縄国際人権法研究会

■問題のタイトルと関連する前回勧告パラ

琉球/沖縄の自決権の侵害について

CERD/C/JPN/C07-9 パラ 21

■政府レポート該当パラ

CERD/C/JPN/10-11 パラ 34, 35, 36

■ 勧告は実施されたか：

1、沖縄振興計画は、日本政府が決定する沖縄関連予算によって実現する。しかし、その予算編成に責任を持つ沖縄担当大臣は、日本政府が進める新基地建設に反対する沖縄県知事に対して軍事基地の建設と沖縄関連予算が関連していることを公言し、その後実際に制裁的に 2017 年度予算は、約 200 億円、減額されている。日本政府は、予算編成権の濫用している。

2、日本政府は、琉球／沖縄の人々を先住の人民として認めていない。まったく日本本土、他府県と同じ日本人であるとし、したがって、同じ権利がすでに保障されているとして、具体的な措置は何も取られていない。

■ 実施された場合、その効果：

■問題の説明

1、発展の権利を含む経済的、社会的及び文化的な権利の侵害について。

1972 年以来、沖縄振興開発計画を実現するための沖縄振興開発予算の主要な編成権は日本政府にある。この予算編成では、構造的に公共事業に大きく比重が置かれる仕組みとなっており、琉球／沖縄の自治体の公共事業偏重への政策誘導が長期にわたって行われてきた。

公共事業への誘導による土木建設業の発展は、経済状況の改善につながらないことと、自治体の教育福祉予算が公共事業への支出に回されて十分に確保できないことが問題である。その結果、沖縄の相対的に貧困率が、日本平均の 18.3% の約 2 倍に相当する 34.8 % にものぼる状況が続いている（注 1）。特に近年では、予算編成権を悪用・濫用し、辺野古における海兵隊基地建設工事の推進と沖縄振興予算額の増減を関連させ、米軍基地に反対し続けるならば、琉球／沖縄の発展に関する政策の予算を縮小するという脅迫が行われており、それは明らかに琉球／沖縄の自決権の侵害に該当する。

2、「先祖伝来の領域」及び「土地の権利」に対する侵害について。日本政府は、琉球／沖縄の人民について先住の人民と認めることを拒否しており、「先祖伝来の領域」である土地、沿岸、資源等に対して、その権利を認めず、特別な保護を与えていない。

3、自由で事前の、十分な情報を与えられた上で合意に関するする原則、FPIC 原則の無視について。2014 年 11 月、辺野古基地建設反対を選挙公約として当選した現在の知事は、その承認を当選後、取り消した。その取り消しを無効とする訴訟が日本政府から提起され、最高裁において日本政府の主張通り、取り消しが無効とされる判決が確定した。日本の最高裁は、国際人権法が定めた「先祖伝来の領域」であること、及び「自由で事前の、十分な情報を与えられた上で合意する権利」（FPIC 原則）に基づく合意形成の必要性を完全に無視しており、司法的な救済が不可能となっている。

4、国頭村高江区における米海兵隊のオスプレイの発着場の建設、与那国島における自衛隊基地の建設、宮古島・石垣島における自衛隊基地の建設計画も、琉球／沖縄の人々の「先祖伝来の領域」に関する FPIC 原則を無視した人権侵害である。

■勧告案

- a. 沖縄に関する日本政策の意思決定過程を、琉球/沖縄の人々の経済的、社会的及び文化的発展の権利に基づくように改善すること。沖縄振興の予算編成権を日本政府から沖縄県の政府に移譲すること。
- b. 先祖伝来の領域に対する琉球／沖縄の人々の権利を承認し、その十全な保障のため、自由で事前の、十分な情報を与えられた上で合意に関する原則（FPIC原則）を完全に充足する制度を確立すること。

■作成者 沖縄国際人権法研究会

（注1）戸室健作「都道府県別の貧困率、ワーキングプア率、子どもの貧困率、捕捉率の検討」『山形大学人文系研究年報』第13号（2016. 3）33-53。

■問題のタイトルと関連する前回勧告パラ

琉球人を先住民族と認めること

CERD/C/JPN/C07-9 パラ 21

■政府レポート

CERD/C/JPN/10-11 パラ 34~36

■勧告は実施されたか： されていない

■実施された場合、その効果：

■問題の説明

「2014 年所見パラ 21」に関して、日本政府は「沖縄県に居住する人あるいは沖縄県の出身者は日本民族であり、一般に、他県出身者と同様、社会通念上、生物学的又は文化的諸特徴を共有している人々の集団であると考えられており、したがって、本条約の対象とはならないものと考えている」「沖縄県に居住する人あるいは沖縄県の出身者は日本民族であり、社会通念上、日本民族と異なる生物学的または文化的諸特徴を共有している人々であるとは考えられていない」との見解を示しているが、その根拠を示していない(外務省 HP より <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/iken.html>)。

日本政府はアイヌを先住民族として認め、日本民族と異なる独自の民族として認めたが、琉球との違いは何か、先住民族と認定するか否かの基準の説明がない。

1879 年に日本が琉球を武力で併合するまで、琉球は独立した王国だった。アメリカ、フランス、オランダ政府とそれぞれ条約を結んでいた。明治政府は琉球王国を併合する際に、琉球人は日本人とは異なる人種との見解を示した。琉球人も日本による併合に抵抗し、中国をはじめとして、西洋諸国に嘆願書を送って助けを求めた。その後、日本は中国と琉球を分割して領有する計画を持ったが中国の反対で頓挫した。日本への併合後、日本政府は琉球の言語、歴史、文化、信仰を消滅させようとした同化政策をとり、琉球人のアイデンティティー消滅を図った。日本政府や日本社会は琉球に同化を迫ったが、琉球人を日本人と対等には扱わず、琉球人は日本人より劣る集団であるとして社会的に差別してきた。

太平洋戦争末期には日本は琉球で連合軍と地上戦を行い、琉球住民の 4 分の 1 以上が命を落とした。琉球が数百年にわたって築き上げ、継承してきた文化財や歴史的都市や集落、景観、歴史資料も全て消滅させられた。沖縄での戦闘の際、日本軍は琉球人が琉球語を使用することを禁じ、違反者を殺害した。その他にも日本軍は琉球人をスパイとみなし殺害命令を出して殺害し、また、戦場において老若男女を問わず強制労働させ、食糧を奪い、避難場所から戦場に追い出したため、多くの琉球人が命を落とした。日本軍は琉球人の土地を取り上げて軍事基地を造った。その土地は未だに返還されず、さらに戦後になって米軍基地になったり、自衛隊基地として強制使用されている。戦後、日本は琉球を米軍の統治下に置ことにより自らの独立を達成した。

現在、日本政府が名護市辺野古に新基地を建設しているが、そこは沖縄戦当時、米軍による大浦崎収容所があった場所であり、琉球人が収容されていた。大浦崎収容所では数百人の琉球人が命を落としたが、現在まで調査も埋葬もされずそのままにされている。米軍は戦後、その地にキャンプ・シュワブを建設し、現在、日本政府が新基地を建設している。戦没した琉球人の遺骨の上に新基地を造っているのである。安倍首相は硫黄島においては基地の滑走路を取り除いて戦死者の遺骨を収集すると言明したが、琉球人の遺骨は調査も収集も埋葬もされず、その上に基地建設を強行している。これは琉

球人差別以外のなものでもない。2012年、米軍普天間飛行場にオスプレイを配備を決定した際、琉球は反対したが、日本政府は琉球側の反対を無視して配備を強行した。森本敏（さとし）防衛大臣は退任の記者会見で、「米軍基地の配備は軍事的に沖縄（琉球）である理由はないが、政治的理由で沖縄に配備する」という主旨の発言をした**2。

「軍事的に沖縄（琉球）である必然性はないが、政治的見地で沖縄に配備した」という主旨の発言をした。その後、オスプレイの墜落事故、米軍機の墜落事故や、基地近隣の保育園や小学校に米軍ヘリの部品および、窓枠などの落下事故が起きたが、きちんとした原因究明の調査や責任の所在の究明が行われず、現在も米軍機が飛行や、民間住宅上空で物資を吊り下げた危険な訓練が日常的に行われている。

米軍ヘリパッド建設に反対する琉球人に対して日本の警察官が「土人」「シナ人」という差別発言、ヘイトスピーチをしたが、日本政府は差別発言とは認めず、政治家が差別発言者を庇うことまでした。日本その他地域ではこのようなことは決して行われない。2012年にCIA（米中央情報局）が作成した「沖縄における基地と政治」においても、日本政府の沖縄への対応を差別と述べている。**3

このように琉球人は琉球人であるがゆえの差別を受けてきた。ユネスコは琉球を独自の言語文化を持つ集団として認めている。日本政府の言う、生物学上、社会通念上の違いはないという見解には納得できない。

また、パラ21に関して日本政府は「沖縄の住民が日本民族とは別の民族であると主張する人々がいることは承知しているが、それが沖縄の人々の多数意志を代表したものであるとは承知していない」との見解を示しているが、それは1879年の日本政府による琉球王国併合以来、日本政府によって行われてきた同化政策により琉球人としてのアイデンティティが奪われた結果である。それと同時に日本政府は琉球人社会に利益誘導による利害対立を持ち込み分断してきた。琉球人の中に琉球人としてのアイデンティティを持てない者や日本政府の政策に協力的な者が存在するのは、これまでの日本政府が行ってきた同化政策、利益誘導による協力者育成のための懐柔策、分断工作の結果である。

■勧告案

a. 琉球人を先住民族と認め、UNDRIP（先住民族の権利に関する国際連合宣言）に完全に一致するかたちで琉球人の権利を保護、尊重、促進し実現すること。

■作成者 琉球弧の先住民族会

**1 2015年3月6日閣議決定された照屋寛徳衆議院議員の質問主意書と、答弁書。

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a189097.htm

[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon_pdf_t.nsf/html/shitsumon/pdfT/b189097.pdf/\\$File/b189097.pdf](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon_pdf_t.nsf/html/shitsumon/pdfT/b189097.pdf/$File/b189097.pdf)

<http://a-tabikarasu.hatenadiary.com/entry/2017/11/03/214939>

2007年衆議院議員鈴木宗男氏に対する答弁書

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b165131.htm

**2: 2012年12月25日の退任記者会見において。

<http://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2012/12/25.html>

<https://ryukyushimpo.jp/editorial/prentry-201059.html>

**3 (<http://www.okinawatimes.co.jp/articles/-/258217>

<http://app.okinawatimes.co.jp/documents/cia20180528.pdf>)

NGO 共同レポート参加団体

人種差別撤廃 NGO ネットワーク (ERD ネット)

団体

反差別国際運動 (IMADR)
外国人人権法連絡会
移住者と連帯する全国ネットワーク
公益社団法人自由人権協会 (JCLU)
在日本朝鮮人人権協会
コリア NGO センター
マイノリティ宣教センター
部落解放同盟
北海道アイヌ協会
琉球弧の先住民族会 (AIPR)
年金制度の国籍条項を完全撤廃させる全国連絡会
人身売買禁止ネットワーク (JNATIP)
全国難民弁護団連絡会議
アジア・太平洋人権情報センター
兵庫在日外国人人権協会
かながわみんとうれん
沖縄国際人権法研究会
アプロ・未来を創造する在日コリアン女性ネットワーク
中国帰国者の会

個人

金昌浩 (弁護士)
林純子 (弁護士)
榎井縁 (大阪大学教員)

(順不同)